

時事新報

第三千四百四十八號
明治廿四年十月一日 本報日
舊曆辛卯八月二十九日 (庚申)
出刊時間 五時三十分
入刊時間 三時三十分
月 八時四十分
日 八時四十分
西曆一千八百九十一年

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物
價報告あり其代價運送送料廣告料は左の如し
一、本報(一月)前金五十五圓〇三個月前金一圓五十圓〇六個月前金三
〇〇一年前金六圓〇〇月報日休刊
〇時事新報社(東京)直轄三縣(東京、神奈川、武蔵野)外二一二月十三日
〇時事新報社(東京)直轄三縣(東京、神奈川、武蔵野)外二一二月十三日

時事新報廣告料(前定)

一行五活字(廿四行) 一日限	六日以上	七日以上
一行一付 十三圓	十一圓	十圓五

本社(寄稿)に付

東京府下を始め各府縣に通信社あるものありて是より
各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
撰述するより各社同一の記事と掲ぐるもの多からず獨
り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社
に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通
信社に之を報道すれば本社にも其報道は達する事と信
する方多きが如し爲りて行違ひを生じたる場合も多か
らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に
本社に向て發送せらるべきを請ふ

時事新報

内外法律の異同

條約改正の動向年久しきにして曾て一度も好結果
を奏したるものと云ふより申出するもは彼に於て満足
せざれば我に於て許す可らず雙方の意見常
に相違せし折角取掛りたる談判も空しく寂寥入と
なりしを以て見れば今後とも改正談判の成敗如何は
之を前記するも易からず當局者の苦辛亦察するに堪
へたり抑も日本の條約改正は全國の輿論に生じ官民共
に希望する所にして其成効の困難なる斯の如くなるは
何故なるやと尋るに我外交當局者の意に非ず又外國
人が私利を逞ふせんとして事の不正を辨せざるが故
にも非ず畢竟彼等が自家舊來の風俗習慣に拘泥して變
化を認るゝの一事も困難の大原因なりと我輩の信す
る所なり凡そ人間の性質は思ひの外弱きものにして外
部の事情に支配され易く生來己の心身に慣れたる事
物は其何たるを問はずして快く思はれ之を棄てて他
に移るは何となく不愉快に感ずるの常にして例へば洋
食に慣れたる外國人は日本流の料理を嫌ひ米の飯と味
増汁を以て成長したる日本の老菜は飯でも牛肉、ソッ
を口にせざるが如し都て是れ習慣の然らしむる所にし
て其實は日本の料理必しも滋養に乏しきに非ず西洋
の食物必ずしも美からざるに非ず之を嫌ふと嫌はざる
とは唯食物の感情に在て存するのみ左れば今日西洋
人が日本人と同様に日本の法律に服従するものと肯せ
ざるも其原因を尋ねれば深き處あるに非ず唯自分等が
生來持てたる自國の法律を離れて不案内なる日本の
法律に生命財産の保護を托するは何となく不安心のや
うに思ふまでとなり従來彼等が條約改正に反對
する第一の理由とする處は單に日本の法律を目して不

完全なりと云ふに在れども我輩日本人は其の不完全な
る法律の下に居て聊かも不安心に思はざるのみならず
時に或は歐米諸國の裁判事件に就き殆んど云ふに忍び
ざる賄賂の醜聞などあるを聞て彼國の法律風俗は果し
て日本の右に出るものなる哉否やと竊に疑を起すも
さきに非ず例へば外國人は日本の法律の不完全を證
據として我國に陪審官制の無きことを嘆々し此制度の
行はれざる裁判所には我生命財産を委ねるも能はず
云々の議論は我輩の毎度耳にする所あるが抑も此陪審
官制あるもの利害に就ては近來歐米諸國に論議少
からず或は其弊害の甚だしきを論じて寧ろ之を全廢する
に如かずと主張する論者さへあり決して或る種の外
國人が云ふ如く完全無欠一點の瑕もなき法制には非
ざる可し近著の米國雜誌 North American Review
に陪審官制の弊害を極論したる一編の文章あり左に之
を譯載して讀者の一覽に供す

陪審官制の弊害 ナアレス サ、チャ、イ、氏原文
陪審官制は始より奇遇に基けるものなり何となれば陪
審官を撰ぶには其人に難問を斷定するの明あるや否
やと問はずして單に抽籤に依て之を定むればあり加
之少しく世間の事に注意して自家の意見ある人物は動
もすれば陪審官の資格を有せざる者を見做さるゝの例
なるが故に其撰定は實に奇遇のみならず又無識なる
元素をも含蓋せるものと知る可し

陪審官制を實行するには銀行、商店、又は製造所農業者
等にて仕事を爲し居る素人を無理に引出し來りて直に
裁判所に押入れ之に命じて法律上の證據を判決せしむ
るものとあるが其決斷の結果に由て或は身代を失ふ人も
有り或は貴重なる生命を取らるゝ人もある可し誠に容
易ならぬ事柄なれども抑此素人が事實の判斷を下すに
當り其心情的有様は如何と云ふに是等の人に於て若し
も時の貴さを知れる者ならんは我輩を打棄てて究
屈する場所を閉ぢられながら如何にして法律上の證據
上の證據を考へ居らる可き哉此人に向て公明正
當なる判決を求むるは甚だ無理ある注文と申す可し或
は云はれ社會の公益を計る爲めには一人一個の便不
便は彼等と云ふ可き限りならざれば才智を具へて世
に信用ある人々を以て其等を取らる可き筈ありと、成
程理屈上より云へば左もあらん可きも實際に於て是
の有智有徳の人物は皆陪審官たるを嫌ふを如何せん總
て物事は理屈上斯くある可き筈なりと思ふも之に
實際に決して斯くあらざるの場合も多ければ之を講
別するも最も肝要ありと今吾々は毫も想像の說を
造らざる唯實際今日に行はれつゝ有る陪審官制を見て之
を論評する者なり

陪審官と云ふに最も適當なるべき人物は假令裁判所
の撰定に當るも何時も何となく口實を設けて之を辭する
が故に止むを得ず不完全なる人を擧げて事を辨するの
通例なれども今假令一歩を譲りて陪審官には十八並の
才智を具へたる人物を得ると見做し扱其人々は果して

必ず公平なる判決を爲す可き哉と尋ねるに吾々は斷じ
て其爲し得べからざるを知る者なり蓋し往々人事の繁
雜からざりし時代には裁判所の審問も甚だ簡略にして
極めて長きものにて一日にて済みたる位にて且裁判
の事件も利害の及ぶ所狭小なりしが故に通常の智識を
具へたる者は裁判證據の要點を會得して之を記憶する
も左までの難事ならざりしかども今日に至りては決
して然らず審問の長きものは數箇月に亘るの常なれば
陪審官たる者は審問未だ半に至らずして早く既に當初
の事實を忘却し前後の關係分明ならざるもの多し法廷
の進行に於て陪審官が證據の要點を書留むるも多き
を以て見れば彼等は皆多數の證人の陳述する種々多
の事實を聞て數週間若しくは數月間之を己れの腦中に
記憶せざる可らざる譯されども斯の如きは固より人間
の能す可きものと非ざるなり (以下次號)

雑報

○五十日間の斷食 有名なる斷食家佛國のアレキサン
ドル ヲヤック氏は昨年英國にて四十二日の斷食を爲
し今年一月諸國にて四十七日の斷食を爲したり然るに
去る七月三十一日より英國倫敦にて五十日の斷食を初
め一千枚招待状を同府下の各醫師に送附斷食間の形狀
研究を求めたり氏は其間唯水のみを用ひ更に滋養物
を用ひず外に斷食を爲すの力を與ふと自認したる一種
の草を一週間に半オンス宛(四分一分程)を用ふる由
の報告せし本年初霜の概況は左の如し

○北海道の初霜 北海道札幌札幌候所より中央氣象臺
へ報告せし本年初霜の概況は左の如し

○北海道的初霜 北海道的札幌札幌候所より中央氣象臺
へ報告せし本年初霜の概況は左の如し

○目出度話 一家三夫婦は福れにあるものかれども
目下千葉縣下上總市原部青柳村の農磯野長松(安政
四年十一月生) 同人妻ヤス(文久三年三月生)の夫婦が
當主にして父八五郎は(天保七年五月生)母ヤス(天保
八年二月生) 遺交八三郎(八十九歳) 遺交三三郎(三
母ヤス(文化十二年四月生)の三夫婦が打揃ひたるは最
も目出度とありと同縣安房國長狭郡天津町宇津津に
本年八十九歳の長生を保ち今猶健剛にして所々遊歴を
樂しみと云ふ三原與七と云へる目出度老農の物語りぬ
○埼玉縣下農況一斑 凡そ田、圃の作物は季候の變化
に隨ひ其生育上遲速の差あるも本年同縣下の如きは其
差殊に甚しきものあり稻作の如きは二十日前後に
於て果樹の結しかりしか爲め其出穂も一時に揃ひ其
後氣候の宜しかりしか爲め昨今は實入の工合頗るよ
く先づ平年よりは七日間或は十日間位は收穫の期早か
らんと之に反して籾作は笑み出しの當時に於て連日の
雨天續きし爲め平年よりは其收穫期も餘程後るしさら
んと且つ其内降雨等の災ある處には四分以上の不作
あらんと同地より通信の場に見ゆ

○一種の詐偽 此頃一種の詐偽者顯はれ自身は豐盛に
して嘗て東京府立學校に入學し本年卒業し歸國の途次

盜賊に遭ひ金銀を奪はれ且下非
ぞと記載せし紙片を以て頼りに
に續々現はるし由なり注意すべ
○東海道汽車内の掏兒 鐵道の
從汽車に不慣れの乗客も次第
掏兒仲間等は奇貨居くべしと彼
の所持品を掏摸るも少からざる
を遂にするが爲めに一層の便
汽車にして彼の東海道行の汽車
途の倦厭と疲弊とよりして轉々
に乗するものなれば掏兒に取
るべし左れば近頃に至りて東
て五々隊を爲して東海道鐵道
殊に彼等の最も徘徊せる區
間にして此兩縣間の如きは殆
込まざるもの無く甲出れば入
入り代り立ち代り乗込み來るも
を要すべし此兩縣間ありと云
意の行届けるのみならず少く
兒たるを看破し得る事ゆゑ彼等
して取掛れる制には獲物少く
餘程ポツポツしたる田舎者の外
ふも可なる程なれば彼等も時
事さへありて空しく一夜を過す
れども兎に角彼等が斯くも徘徊
殊に夜行の汽車に乗らんとする
する事勿論あるべく今東海道
標を記さんには多くは一客車に
にて其風體も種々あれども概
帽子を被り右肩より左脇へ向
風呂敷包みも携へ帶に懷中時計
風體を爲せるが通常にて彼等
す乗客を扱みて腰を打掛け乗
己れより先づコクリと腰を
に倚り掛る環跳れも同一の手
あれば大抵四五聲は其儘に乘
れば忽ち其客車を下りて更に
の仲間が又々入り代りて乗込
斷せる乗客の手持物を持ち去
々己れの所持品即ち帽子とを
常に他の乗客をして所有主の
しめ列車の停車するや忽ち己
去ると云ふ手段されども前に
外は此手段に種るものは至
掏兒の模倣は前記の如くある

利の器水機
名昌大堀釣

